

国道57号の通行規制について

平成28年4月の熊本地震直後の豪雨以降、通行の安全を確保するため連続雨量が140mmに達した場合、事前通行規制として通行止めがおこなわれてきましたが、対策工事の完了並びに国道57号が開通したことから、**事前通行規制（通行止）をおこなう基準雨量が連続雨量140mmから200mmに緩和**されました。

また、令和2年10月3日より**旧阿蘇大橋大規模崩落付近も事前通行規制箇所**に追加され、連続雨量が200mmに達した場合には下記の区間において全面通行止めになります。

通行止め開始後は、国道57号、県道207号（瀬田竜田線）、村道栃の木・立野線（阿蘇長陽大橋路線）への出入りができなくなります。村道については栃木交差点で通行止めがおこなわれます（立野地区内までは通行可）。大津方面に行かれる人は、北側復旧ルートまたは依山ルートへの迂回をお願いします。

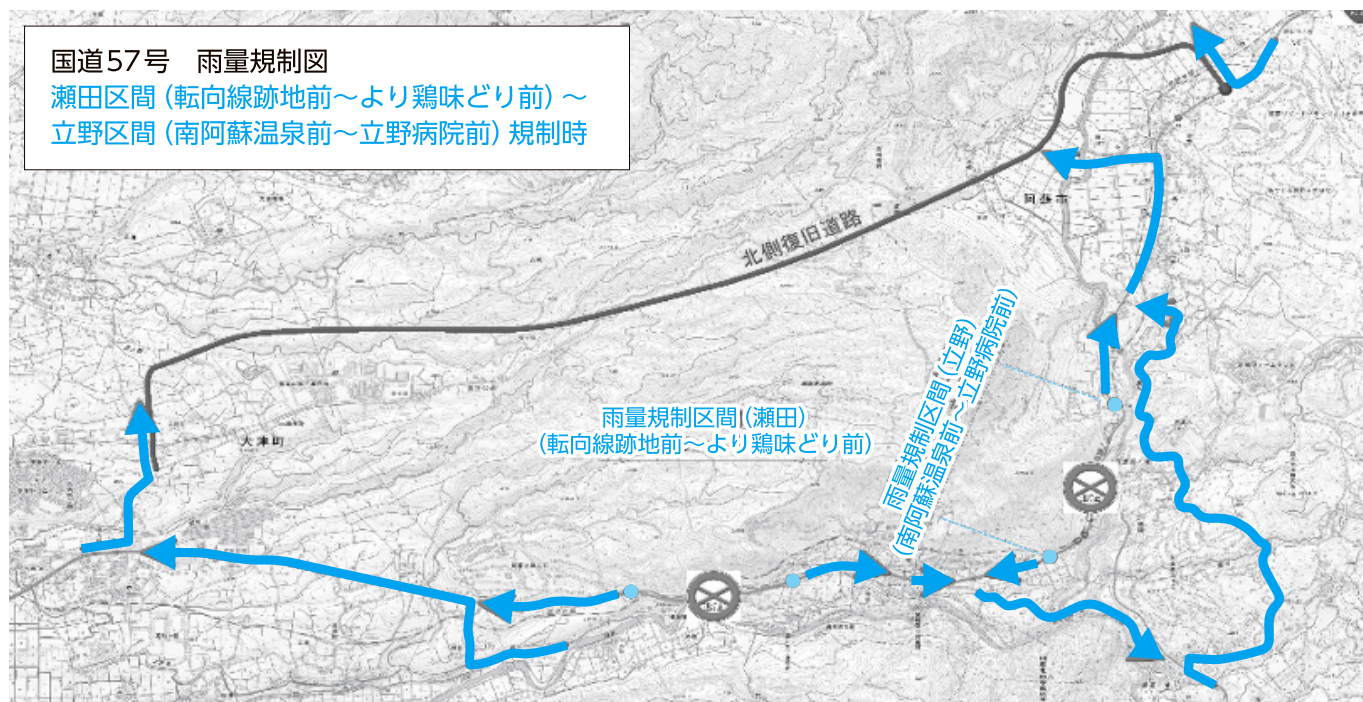
なお、通行止め解除は、これまでと同様に雨がやんでから3時間が経過したのち、現地確認し危険がないことを確認してから解除することとなります。

道路交通の安全確保のため、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

●連続雨量の確認は国土交通省熊本河川国道事務所のHPで確認できます。



熊本河川国道
事務所HP



国道57号 雨量規制図

瀬田区間（転向線跡地前～より鶏味どり前）～
立野区間（南阿蘇温泉前～立野病院前）規制時

健康推進課からのお知らせ

〈問い合わせ〉健康推進課 TEL(67) 2704

特定健診をまだ受診されていない人は 個別健診が受診できます

今年度、特定健診（集団健診・個別健診）を受診されていない人は、個別健診を受診することができます。健康を維持し、病気を予防するためにぜひ個別健診をご活用ください。

【受診期間】 令和3年2月26日（金）まで

【受診対象者】 国保被保険者で40歳から74歳の人または後期高齢被保険者

【受診できる医療機関】

- 阿蘇立野病院
- 上村医院
- 寺崎内科胃腸科クリニック
- 藤本医院
- 渡邊内科
- 熊本セントラル病院

【自己負担金】

- 国保被保険者の人は
 - ①特定健診を初めて受診される人・昨年度受診していない人 → 1,500円
 - ②昨年度に引き続き受診される人 → 800円
- 後期高齢被保険者の人は800円

【個別健診を受診するには】

個別健診を受診するには、村が発行する受診券が必要となりますので、健康推進課 保健係（TEL(67) 2704）までお申し込みください。

